

北斗市教育大綱 (案)

令和4年 月

北 斗 市

■大綱の趣旨

教育大綱は、平成27年4月に改正された、地方教育行政の組織及び運営に関する法律に基づき、教育、学術及び文化の振興に関する総合的な施策の推進を図り、SDGsの理念に基づき、誰一人取り残さない包摂的な教育環境の整備を目指し、市長が本市の教育行政に関する目標や施策の方針を定めるものです。

■対象期間

令和4年度から7年度までの4年間とする。

■基本目標

メインテーマ：持続可能な社会の担い手として、新しい時代を
生き抜く力を育む教育の推進

サブテーマ：① 誰一人取り残さない、ふるさとを愛し、そして
世界へはばたく子どもたちの育成
② 文化・芸術・スポーツに親しみ誰もがいきがいの
持てる教育の推進

■基本方針

- 1 社会で活躍する教育活動の推進
 - ①確かな学力を育む教育の推進
 - ②豊かな心と健やかな体を育む教育の推進
 - ③グローバル社会、超情報化社会への対応する教育の推進
 - ④一人ひとりの個性を尊重する教育の推進

- 2 誰一人取り残さない教育環境の推進
 - ①特別支援教育の推進
 - ②不登校児童生徒への支援の推進
 - ③特色ある学校づくりの推進
 - ④教職員の働き方改革の推進

3 ふるさと「北斗」に誇りをもてる教育の推進

- ①ふるさと「北斗」のまちづくりを促す教育の推進
- ②ふるさと「北斗」の未来を拓こうとする教育の推進

4 地域の教育力向上と生涯学習の推進

- ①コミュニティスクール等による地域と学校の連携の推進
- ②新しい時代へ対応する学習の推進
- ③市民ニーズに添った学習の推進
- ④子育てや家庭教育支援の推進

5 市民が主体的にかかわる芸術・文化の振興とスポーツ活動の推進

- ①「音楽のまち・ほくと」を目指す、多種多様な音楽活動の推進
- ②文化芸術鑑賞機会の充実と文化財の保護と保存の推進
- ③スポーツ施設を活用した競技スポーツと生涯スポーツの推進